

「交通死亡事故多発警報」の発令について

(一社) 愛媛県交通安全協会

1 発令概要	<p>東予地区に対し「交通死亡事故多発注意報」が発令され交通事故の防止に努めてきましたが、11月21日に交通死亡事故を含む重大事故が連続して発生したことから、警察本部長から「交通死亡事故多発警報」(注参照)が発令(規定の「交通死亡事故多発警報」の発令基準には該当しないものの、現下の厳しい情勢に鑑み発令)されました。</p> <p>県民の皆様は、下記の注意事項に留意して交通事故の防止に努めてください。</p>			
	発令日	平成29年11月22日(水)		
	対策期間	平成29年11月23日(木)から11月27日(月)までの5日間		
2 発令区域	県下全域			
3 交通死亡事故の発生状況	○ 発生状況(平成29年11月14日～11月21日)			
	No.	発生日時・場所	道路・事故類型	備考
	1	11/14(火)10時50分頃 四国中央市三島紙屋町	・国道 ・普通二輪×中型貨物	普通二輪 21歳 女性 死亡
	2	11/21(火)17時20分頃 新居浜市政枝町2丁目	・市道 ・普通乗用×自転車	自転車 69歳 女性 重体
3	11/21(火)17時30分頃 喜多郡内子町平岡	・主要県道 ・普通乗用×歩行者	歩行者 84歳 女性 死亡	
その他	○ 「交通死亡事故多発警報」の発令は、本年3回目			

注意事項

● 加害者とならないために

- ◇ See(よく見る)、Stop(止まる)、Slow(徐行する)の3Sの精神で、緊張感を持った運転を心がけましょう。
- ◇ 日没の時間が早くなっています。薄暮時間帯は、歩行者や自転車が見えにくくなり、特に事故が多発する時間帯です。早めのライト点灯を心がけ、事故防止に努めましょう。
- ◇ 交差点や横断歩道の手前では、歩行者や自転車がいらないか確認するため、減速しましょう。

● 被害者とならないために

- ◇ 反射材は常に身につけ、早朝や夕暮れ時以降の外出時はできる限り明るく目立つ服装を着用しましょう。
- ◇ 道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道や自転車横断帯を渡りましょう。踏切も道路も横断を始める時には、まず止まり、右左をしっかりと確認してから横断し、横断途中、左から進行してくる車両の安全確認も確実にいきましょう。

(注)「交通死亡事故多発警報」等とは？

県内において交通死亡事故が連続的かつ、集中的に発生した場合において、発生状況に応じて段階的に「①注意報」(発令者 県警交通部長)、「②警報」(発令者 県警本部長)又は「③緊急事態宣言」(発令者 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長 愛媛県知事)が発令され、県民の交通安全意識を注意喚起し、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図るものです。

① 交通死亡事故多発注意報

- 7日以内に3件以上の死亡事故が発生したとき、県警交通部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日において、主として広報啓発活動を推進します。

② 交通死亡事故多発警報

- 9日以内に4件以上の死亡事故が発生したとき、県警本部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日における広報啓発活動を推進します。警察では交通取締りが強化されます。

③ 交通死亡事故多発緊急事態宣言

- 10日以内に5件以上の死亡事故が発生したとき、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長(愛媛県知事)から発令されます。
- 発令日から10日間、県内全域で関係機関団体と協働した抑止対策を推進します。

